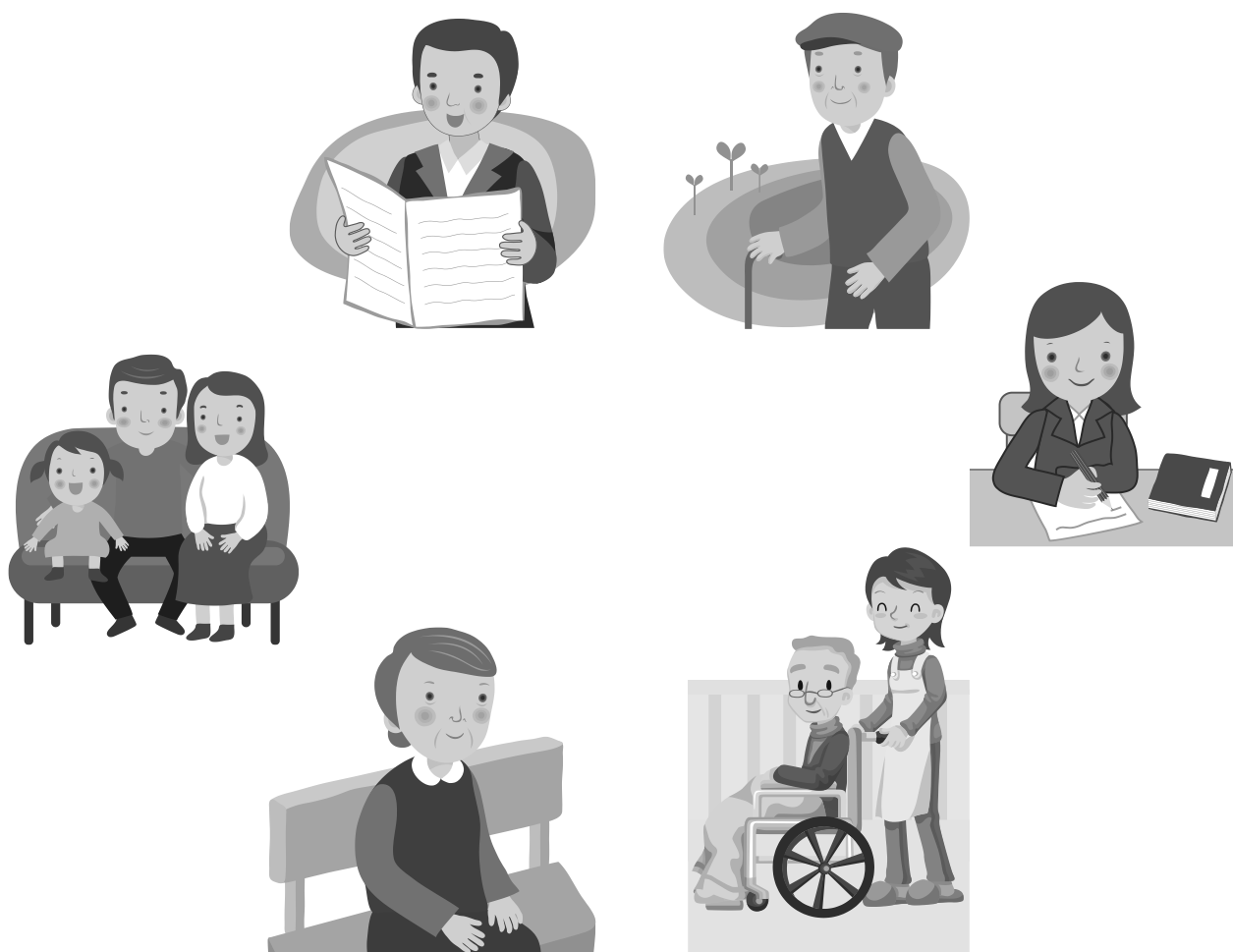


立川市避難行動要支援者 避難支援マニュアル



令和6年4月改訂

目 次

第1章	避難行動要支援者支援の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・	- 1 -
第1節	なぜ支援が必要なの？・・・・・・・・・・・・・・・・	- 1 -
第2節	取組みの概要・・・・・・・・・・・・・・・・	- 2 -
第3節	平常時から提供する避難行動要支援者名簿の作成（登録）・提供・・	- 3 -
1	名簿の作成（名簿への登録）・・・・・・・・	- 3 -
2	支援団体に対する名簿の提供・・・・・・・・	- 6 -
第4節	災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿の作成・提供・・	- 8 -
1	名簿の作成・・・・・・・・	- 8 -
2	支援団体等に対する名簿の提供・・・・・・・・	- 8 -
第5節	個別避難計画の作成・活用・・・・・・・・	- 9 -
1	個別避難計画の概要・・・・・・・・	- 9 -
2	個別避難計画の作成対象者・・・・・・・・	- 9 -
3	個別避難計画の作成・活用・・・・・・・・	- 9 -
4	注意事項・・・・・・・・	-10 -
第2章	支援団体・支援者編・・・・・・・・	- 11 -
第1節	支援団体・支援者の役割・・・・・・・・	- 11 -
1	平常時の取組み・・・・・・・・	- 11 -
2	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 11 -
第2節	平常時の取組み・・・・・・・・	- 12 -
第3節	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 13 -
1	地震発生直後の対応フロー例①・・・・・・・・	- 15 -
2	地震発生直後の対応フロー例②・・・・・・・・	- 16 -
3	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 19 -
4	注意事項・・・・・・・・	- 22 -
第3章	要支援者編・・・・・・・・	- 24 -
第1節	要支援者の取組み・・・・・・・・	- 24 -
1	平常時の取組み・・・・・・・・	- 24 -
2	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 24 -
第2節	平常時の取組み・・・・・・・・	- 25 -
第3節	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 26 -
1	地震発生直後の対応フロー例・・・・・・・・	- 27 -
2	災害発生時の対応・・・・・・・・	- 28 -
3	注意事項・・・・・・・・	- 30 -
参考資料		
資料1	抜粋 立川市地域防災計画 一防災・減災計画 イメージ図・・	資-1
資料2	避難行動要支援者（新規・変更・更新）登録申請書・・・・・・・・	資-2
資料3	「避難行動要支援者名簿」登録・変更・取消申請窓口・・・・・・・・	資-4
資料4	要支援者の特徴と災害時に必要とされる支援（例）・・・・・・・・	資-5

資料5	地震 その時 10 のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・	資-6
資料6	一次避難所（震度5強以上）、安否確認連絡所（震度4以上） 詳細一覧・・・	資-7
資料7	「一次避難所、二次避難所、福祉避難所」町別一覧・・・・・・・・	資-9
資料8	平常時から提供する避難行動要支援者登録名簿等の取り扱い・・・	資-11
資料9	立川見守りメールの登録方法・・・・・・・・・・・・・・・・	資-13

はじめに

全国各地で大規模な地震や台風等により、多くの犠牲者や家屋等の被害が毎年のように発生しています。障害者や高齢者、特に状態の重い方や在宅医療等の方が被災するケースが目立っています。

平成 25 年の災害対策基本法の改正において、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図ることに特に支援を必要とする者を「避難行動要支援者」とし、その把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられました。現在、避難行動要支援者情報について、市が把握するとともに、その情報を自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員等と共有し、連携して安否確認や避難支援等を行う体制づくりを進めています。

このマニュアルでは、市が進めている地域の支援体制づくりに関する取組み（①取組みの概要、②地域の支援団体・支援者の平常時・災害時の取組み、③地域で暮らす避難行動要支援者自身の平常時・災害時の取組み）について、その考え方と具体的な取組方法を交えて示しています。^(注)

いざという時にひとりでも多くの人を救うため、地域に生活する多くの住民の方々にこのマニュアルをご覧いただき、「誰もが安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくり」に役立てていただければ幸いです。

（注） 具体的な取組方法や災害発生直後の対応フローを示してはいますが、それらが全てではありません。このマニュアルを参考に、それぞれの地域で話し合い、あなたの地域に最も合った方法を探してみてください。

第1章 避難行動要支援者支援の取組み

第1節 なぜ支援が必要なの？

地震、風水害その他の災害が発生した場合には、加齢や障害などにより一人では自らを守るための適切な行動をとることが困難な方々がいます。

そういった方々を支援するために市ではこれまで、災害時要援護者対策として、ご本人が直接窓口で申請する、または民生委員・児童委員などのお力を借り同意を得るなどして、災害時要援護者名簿を作成し、いざというときに備えてきました。

しかし、東日本大震災を契機に災害対策基本法が改正され、災害時に自ら避難することが困難で支援を必要とする方を「避難行動要支援者」と定義し、こうした方々の情報を記載した「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられました。

市ではこのことを踏まえ、これまでより対象を明確化させ、より避難することが困難な方（障害等級や介護度合等の重い方＝避難行動要支援者）を対象に名簿を作成することとしました。

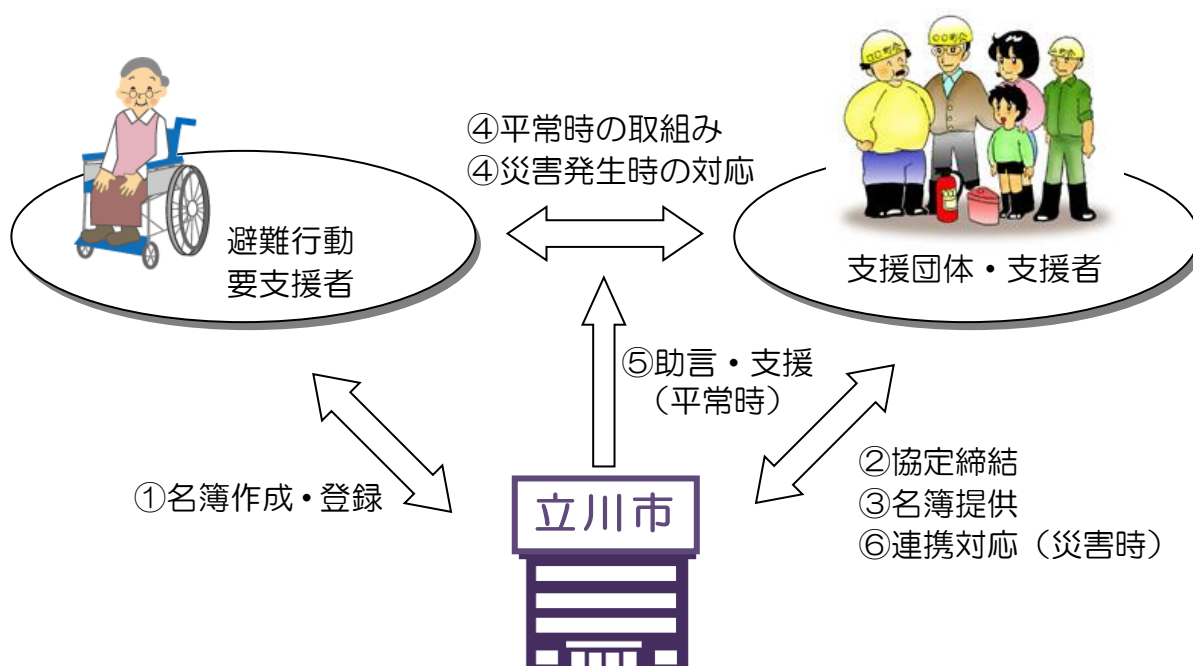
この名簿には、名簿登載・情報提供についての同意の有無にかかわらず対象者全員が名簿に登載され、災害発生時には必要に応じて関係機関などの支援者に配布されます。ただし、名簿登載に同意を得ている方の名簿は、協定を締結している自治会や関係機関等に平常時から事前に配布されます。

また、これまでの災害時要援護者名簿に登録した方や、必要であると認められる方も、引き続き避難行動要支援者名簿の対象者としております。

第2節 取組みの概要

これまでの災害例を見ても、地震などの大規模災害時には、市役所も数日は地域への対応が限定的になると予想されます。このような状況では、地域における助けあいが大きな力となります。

そこで立川市では、事前に同意を得た災害時に支援を要する方の名簿を、地域や関係機関・団体に平常時から提供し、災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするための取組みを進めています。



[図中番号の説明]

- ① 立川市は、登録申請された要支援者のみを登載した名簿を作成します。
- ② 立川市と自治会、市民防災組織とで支援に関する協定を締結します。
- ③ 立川市は、協定を締結した自治会、市民防災組織及び関係機関・団体等（以下「支援団体」という。）に対して、名簿を提供します。
- ④ 支援団体は、互いに協力・連携して、名簿を活用した支援活動に取り組みます。
- ⑤ 立川市は、支援団体が行う安否確認や避難誘導等の訓練に対する助言・支援を行います。
- ⑥ 立川市と支援団体は、災害時、連携して避難行動要支援者対応を行います。

第3節 平常時から提供する避難行動要支援者名簿の作成（登録）・提供

1 名簿の作成（名簿への登録）

平常時から提供する名簿への登載を希望する場合には、まず避難行動要支援者名簿への登録が必要です。登録申請がされた場合に名簿に登載されます。名簿の作成は、市が行います。

① 登録対象者

登録の対象は、市内に居住されている方で、かつ災害時に地域での支援を希望し、支援を受けるために必要な個人情報に関係機関・団体に提供することに同意される以下の方とします。

このマニュアルでは、これらの方々のうち名簿登録された方を「要支援者」と呼びます。

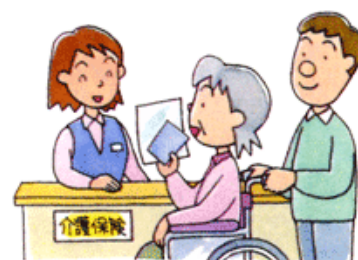
対 象	状 態
在宅医療	人工呼吸器利用
要介護認定者	要介護度3～5
身体障害者	下肢機能障害 1級、2級
	移動機能障害 1級、2級
	体幹機能障害 1級、2級
	視覚障害 1級、2級
	呼吸器機能障害 1級
知的障害者	愛の手帳 1度、2度
難病患者等	難病指定を受け、障害福祉サービスを受けている方
その他	上記以外で自ら情報の収集や避難行動が困難な方

② 名簿に登載される項目

- 氏名、カナ氏名
- 住所、電話番号、携帯電話番号
- 生年月日、年齢、性別
- 登録事由（障害、要介護の別等）
- 居住地域に存する自治会名
- 居住地域を担当する民生委員・児童委員名

③ 登録の申請

登録を希望する方が、所定の様式（資料2）
に記入し、登録申請を行います。



④ 登録内容の変更、登録の取消

登録された方で、転居等により登録内容に変更が生じた場合や
登録の取消を求める場合は、所定の様式により、申請を行う必要
があります。

⑤ 申請窓口（資料3参照）

「新規登録」、「登録内容の変更」、「登録の取消」の各種申請に
ついては、立川市役所、地域包括支援センターなどで行います。

⑥ 注意事項

- 次の施設に入所されている方は登録することができません。

	施設名称	根拠法令
1	共同生活を営むべき住居 (認知症高齢者グループホーム)	老人福祉法第5条の2第6項
2	養護老人ホーム ※現在、立川市内にはありません	老人福祉法第20条の4
3	特別養護老人ホーム	老人福祉法第20条の5
4	軽費老人ホーム (軽費老人ホーム・ケアハウス)	老人福祉法第20条の6

5	有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条
6	地域密着型特定施設 ※現在、立川市内にはありません	介護保険法第 8 条第 21 項
7	地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第 8 条第 22 項
8	介護老人保健施設	介護保険法第 8 条第 28 項
9	サービス付高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する 法律第 5 条第 1 項
10	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 第 5 条第 11 項
11	共同生活を営むべき住居 (障害者グループホーム)	障害者の日常生活及び社会生活を 総合的に支援するための法律 第 5 条第 17 項

- この取組みは、災害による人的被害の軽減を目的に、地域での支援体制づくり（共助）を目標としています。ただし、「自助」があつての「共助」であるため、平常時・災害時ともご自身の取組み（自助）が第一となります。
- この取組みは、地域の支援団体・支援者に対して、ボランティア精神に基づく善意での支援をお願いしているものであるため、名簿への登録によって、災害時の支援が保証されるものではありません。

2 支援団体に対する名簿の提供

① 支援者とは

支援者は以下のような方を想定しています。

このマニュアルでは、これらの方々を「支援者」と呼びます。

- 避難行動要支援者の家族・親族等
- 要支援者と近所の付き合いのある方、友人
- 地域包括支援センター、ケアマネジャー、ヘルパー等
- 自治会、市民防災組織、民生委員・児童委員
- その他、地域で災害時に支援ができる方

② 支援団体（名簿提供先）とは

市は、自治会、市民防災組織のうちこの取組みに同意いただいた団体と、支援内容や名簿管理に関する協定書を締結し、名簿を提供します。

このマニュアルでは、名簿情報を提供した団体を「支援団体」と呼び、下記団体が該当します。

- | | |
|----------------|--------------|
| ➤ 立川消防署 | ➤ 立川警察署 |
| ➤ 立川市消防団 | ➤ 立川市社会福祉協議会 |
| ➤ 地域包括支援センター | ➤ 福祉相談センター |
| ➤ 民生委員・児童委員 | |
| ➤ 自治会、市民防災組織等※ | |

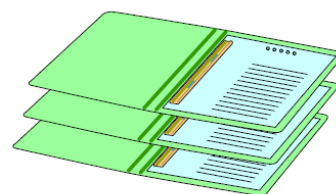
※ 令和5年4月1日現在、84組織に名簿提供しています。



③ 名簿登載者の範囲

名簿登載者は提供先によって異なります。例えば、「消防署、警察署等」に対しては市内全域の登録者を、「民生委員・児童委員、地域包括支援センター等」に対しては委員又はセンターの各担当区域内に居住する登録者を、「自治会、市民防災組織」に対しては各組織の区域内に居住する登録者をそれぞれ登載し、提供しています。

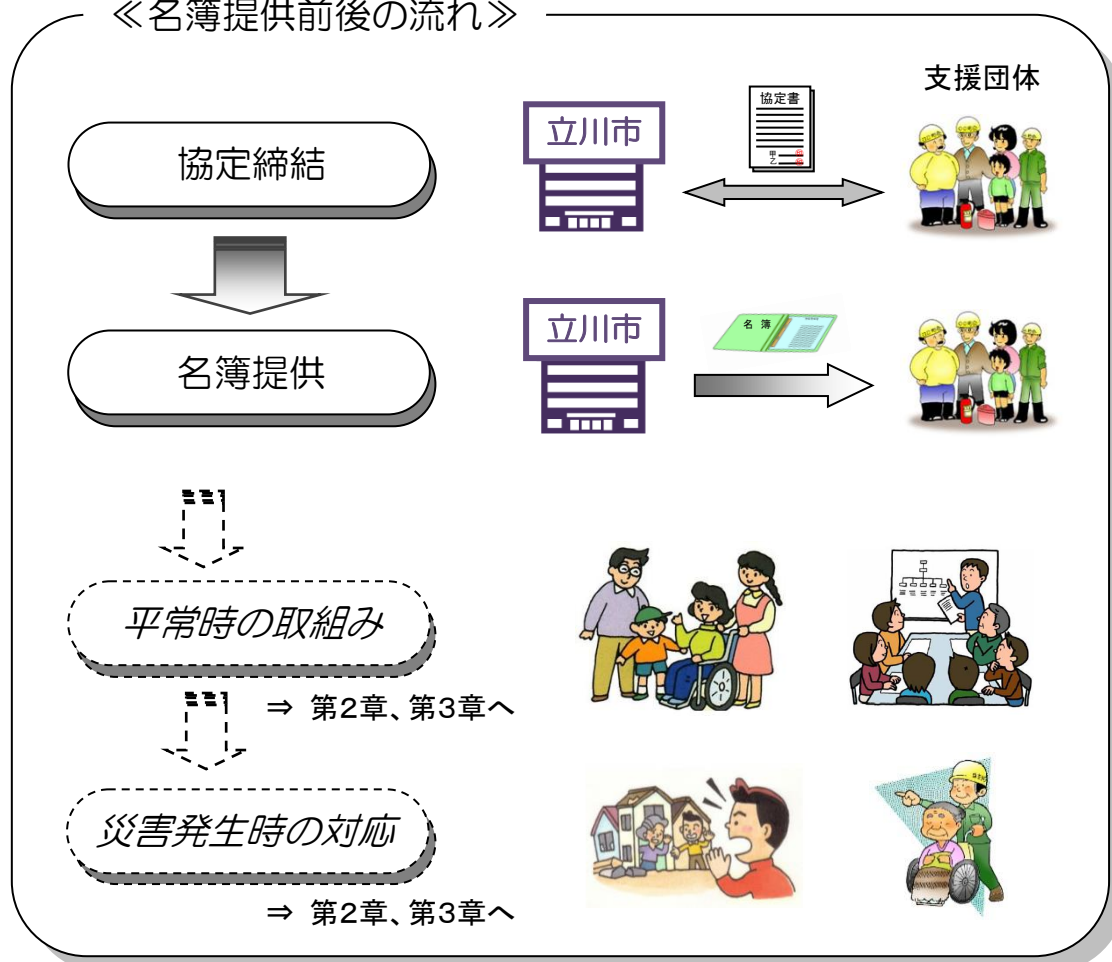
《避難行動要支援者名簿》



④ 個人情報の取り扱い

市と自治会、市民防災組織等は名簿の管理等について協定を結び、その中で事故のないように保管していただくこと、名簿の保管者を特定して、責任をもって管理していただくことなどをお願いしています。

《名簿提供前後の流れ》



第4節 災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿の作成・提供

1 名簿の作成

災害対策基本法が一部改正されたことにより、市では名簿登載の同意がない方も登載した避難行動要支援者名簿を作成します。

① 登録対象者

平常時から提供される名簿に登載される方と同様です。

② 名簿に登載される項目

平常時から提供される名簿に登載される項目と同じです。

③ 登録の申請等

法律に基づき市が作成するものであり、特に申請等の必要はありません。

2 支援団体等に対する名簿の提供

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、支援団体及びその他地域団体等（市と協定を締結していない地域の団体・者）へ名簿提供の同意がない方も登載した避難行動要支援者名簿を提供し、支援活動を依頼します。

① 名簿登載者の範囲

一次避難所毎に登録者を登載し、必要な範囲内で提供します。

② 個人情報の取り扱い

避難行動要支援者名簿の提供時に受領書等の提出をいただき、個人情報が漏えいしないように適切に管理していただくことなどをお願いします。

第5節 個別避難計画の作成・活用

1 個別避難計画の概要

避難行動要支援者にとって、避難誘導支援が必要な理由は様々です。また、お住まいの地域によって避難先や避難経路の状況も異なります。そのため、万が一の時に備え、避難誘導を支援する方（避難誘導支援者）2～3人の確保、避難所、避難経路、避難方法の確認をあらかじめ行っておくことが重要です。

そこで、市では、避難行動要支援者名簿に登録した方のうち、心身状況などの理由により避難所までの移動支援が必要な方については、『個別避難計画』の作成を行っていきます。

2 個別避難計画の作成対象者

同計画の作成を希望し、かつ支援を受けるために必要な個人情報と特定の避難誘導支援者に提供することに同意される方とします。

3 個別避難計画の作成・活用

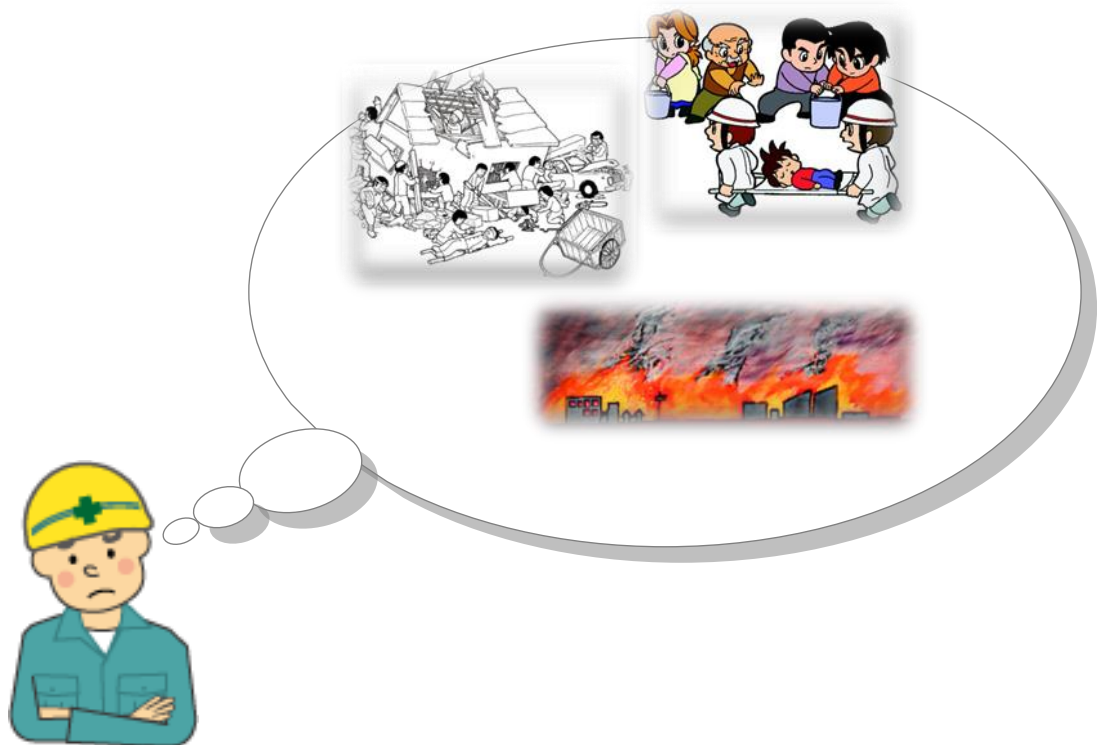
個別避難計画は、「避難行動要支援者（本人）」、「避難誘導支援者」、「市」が協力して作成します。

作成後、より迅速で確実な支援行動ができるよう移動支援の訓練・検証や非常持出品（杖、常備薬等）の確認等を行ってください。



4 注意事項

- ☞ 地震は、いつ、どこで、どの程度の規模で発生し、どのような被害をもたらすのか予測できません。そのため、被災状況によっては、個別避難計画どおりの支援ができないことも十分に考えられます。震災時には、個別避難計画を基本としつつも、その状況に応じた対応が求められます。



第2章 支援団体・支援者編

第1節 支援団体・支援者の役割

1 平常時の取組み

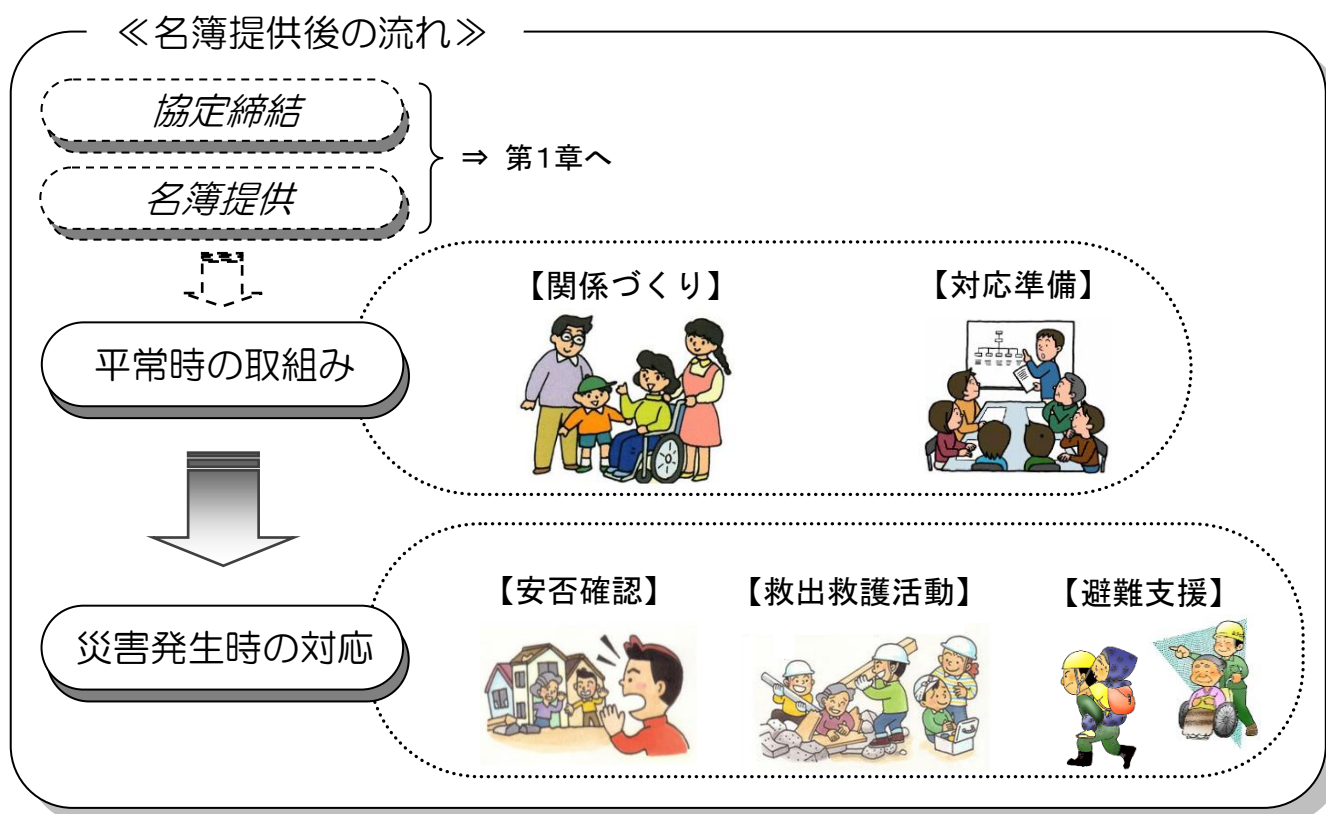
支援団体・支援者は、災害に備え、「要支援者との関係づくり」と「災害対応の準備」を行います。

- ① 【関係づくり】積極的なコミュニケーション
- ② 【関係づくり】防災訓練（避難訓練等）の実施
- ③ 【対応準備】支援体制づくり
- ④ 【対応準備】個別避難計画作成への協力

2 災害発生時の対応

災害発生時には、主に次の3つの活動を行います。ただし、②、③については、状況次第で行います。

- ① 要支援者の安否確認を行う。
- ② 被害状況等に応じて、救出救護活動、避難誘導等を行う。
- ③ 要支援者のうち、個別避難計画を作成した方がいる場合は、必要に応じた避難支援を行う。



第2節 平常時の取組み

① 積極的なコミュニケーション

お互いに顔見知りにならなければ、いざという時に支援することができません。まずは要支援者のお宅を訪ねるなど、お互いに顔を合わせることから始めてみましょう

地域の民生委員・児童委員の協力を得たり、地域の行事案内などと兼ねて訪ねることで声かけやすくなります。



② 防災訓練（避難訓練等）の実施

いろいろな準備を整えても、災害時にしっかり役立てられるかどうかわかりません。平常時にも安否確認や避難誘導の訓練をしておくことで、取り組まなければならない点が明らかになります。

すでに防災訓練を定期的に行っている場合は、防災訓練に安否確認や避難誘導を取り入れてみてはどうでしょうか。

訓練方法については、市役所や消防署に相談してみましょう。

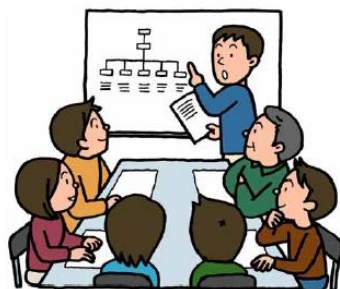


③ 支援体制づくり

災害時に限られた人数で要支援者の安否確認や避難誘導を確実に、そして効率的に行うために、支援担当者一人ひとりの役割をはっきりさせましょう。

支援担当者が被災した場合にも対応できるように、複数の支援担当者を決めておくと安心です。

また、安否や避難に関わる情報の集約方法や支援者間での連絡方法についても検討しましょう。



④ 個別避難計画作成への協力

要支援者の事情や災害時に必要な支援内容は一人ひとり異なります。的確な支援を行うには、お互いのことを理解する必要があります。そのため、個別避難計画の作成については、要支援者本人、避難誘導支援者及び市が協力して行います。



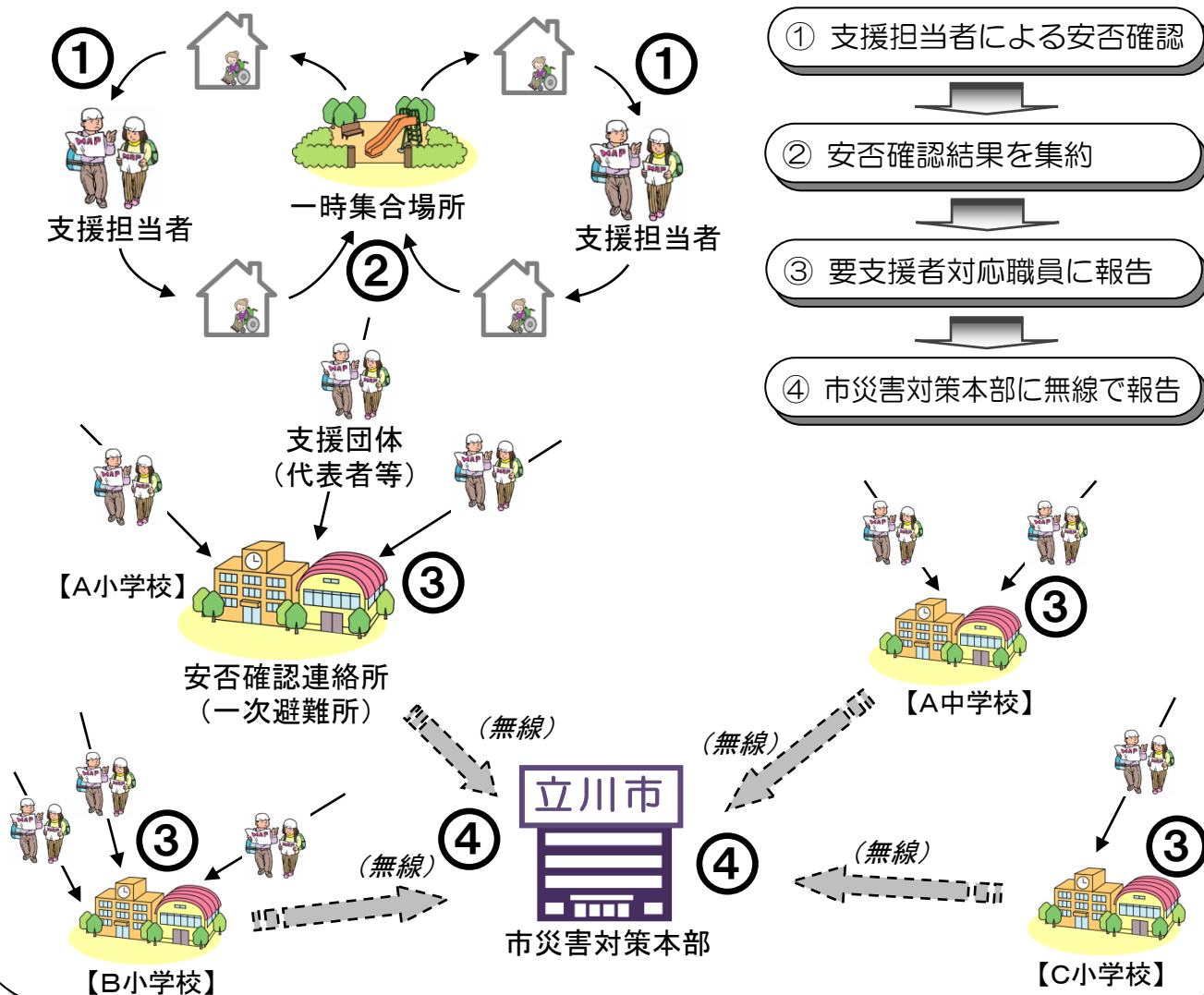
第3節 災害発生時の対応

支援団体・支援者は、立川市において「震度4以上」の地震が発生した場合、事前に配布している名簿を活用して名簿登載者の安否確認を行ってください。名簿登載者全員の安否確認が完了していない場合でも、発災から概ね3時間ごとに1度、安否確認結果を集計し、最寄りの小中学校（旧多摩川小含む）に市役所から派遣されている要支援者対応職員（立川市福祉部職員）に報告してください。なお、安否確認が完了していない場合、報告後も引き続き安否確認を行ってください。

被害が大きく支援団体・支援者だけでは活動が困難な場合には、速やかに、最寄りの小中学校に行き、被害状況や対応状況等を伝えとともに、消防等の応援要請を行ってください。

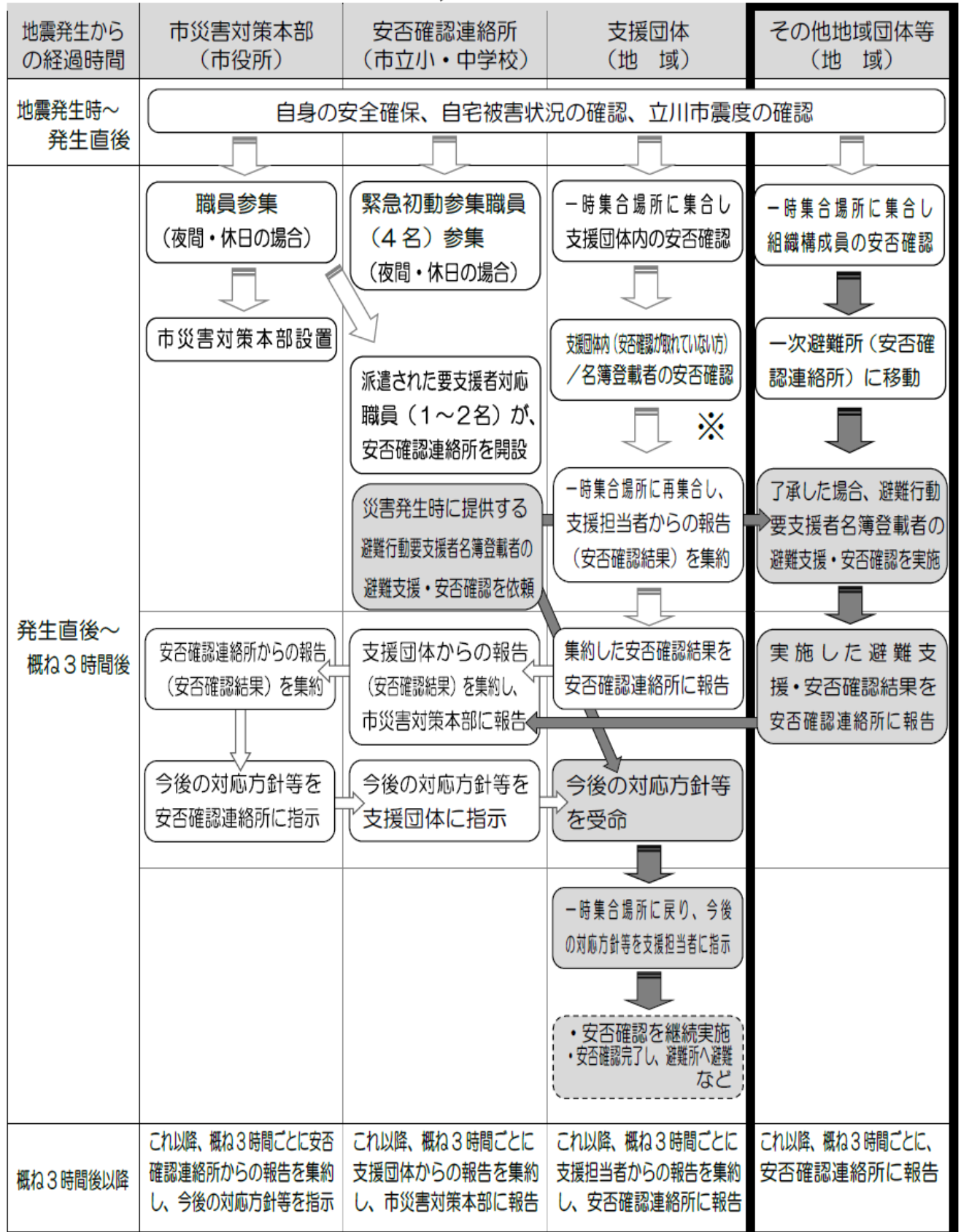
また、被害等の状況から市が必要であると判断した場合には、災害発生時に提供する避難行動要支援者名簿（未同意者を含んだ名簿）を必要な範囲で提供します。支援活動を依頼された支援団体及びその他地域団体等は、未同意者を含んだ名簿を受領し、登載されている避難行動要支援者の避難支援及び安否確認を実施してください。実施方法、報告等については、事前に配布している名簿の時と同様になります。

《地域全体での災害対応イメージ》



1 地震発生直後の対応フロー例①

(市災害対策本部⇄安否確認連絡所⇄支援団体・支援者⇄その他地域団体等の関係)



2 地震発生直後の対応フロー例②（支援団体・支援者のフロー詳細）

支援団体・支援者に関して、「安否確認時の対応」（前ページの※部分）の詳細を3パターンで示します。

支援団体内（安否確認が取れていない方）／名簿登載者宅を訪問し、安否確認する。

【無事の場合】

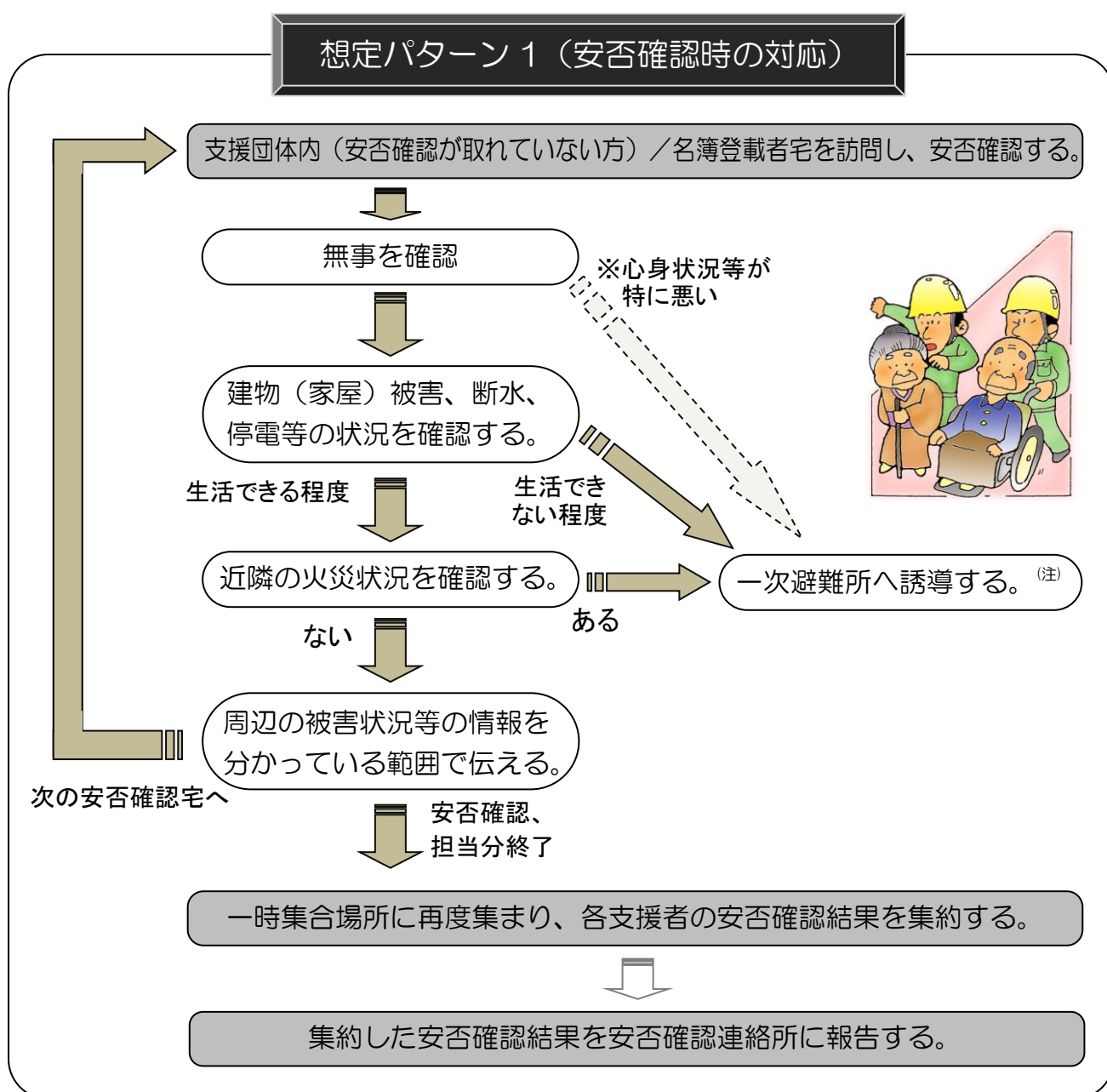
【重症を負っている場合】

【救出救助が必要な場合】

想定パターン1へ

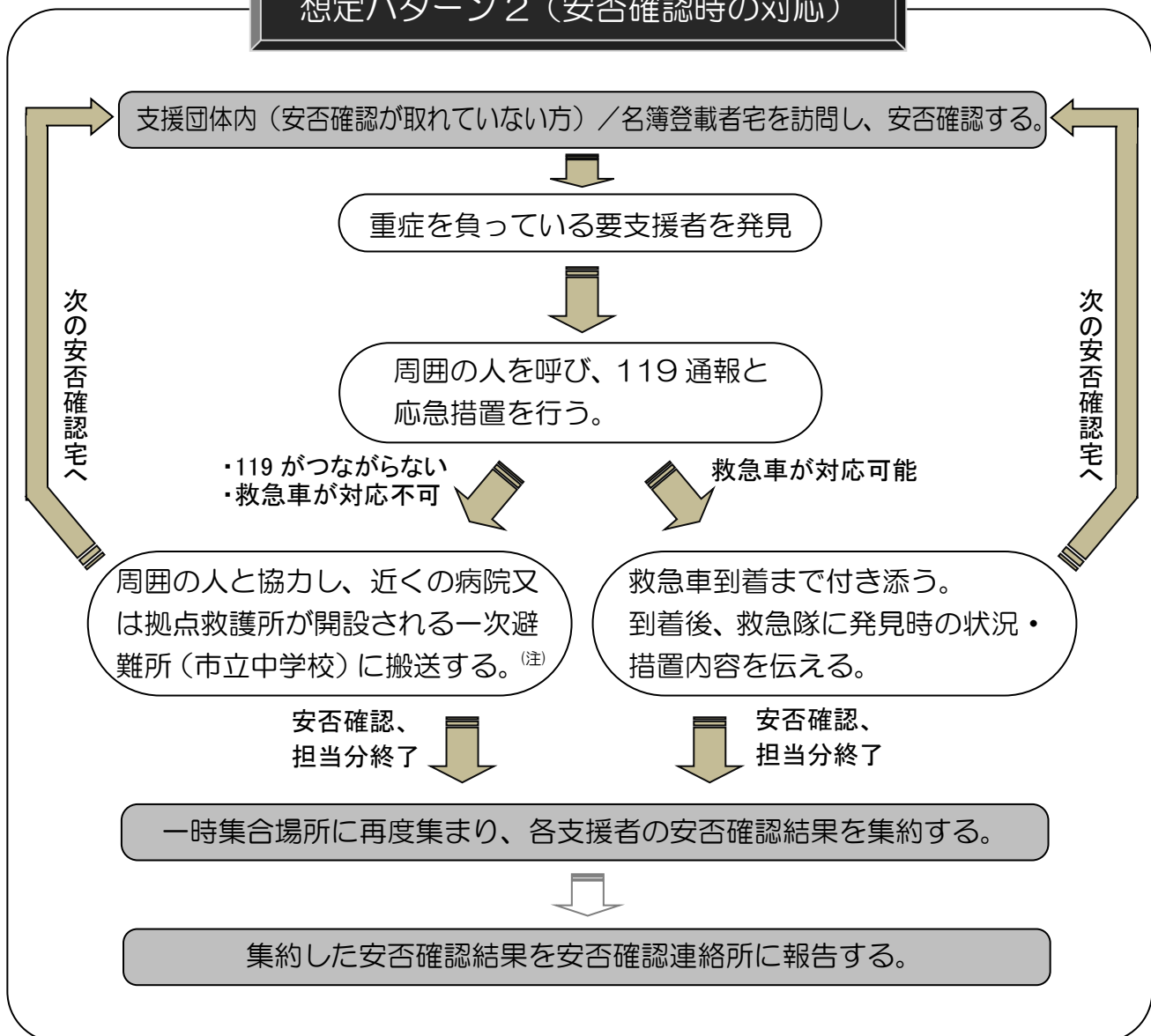
想定パターン2へ

想定パターン3へ



※ 要支援者の心身状況等から避難所に行った方がよいと判断した場合にのみ行います。

想定パターン2（安否確認時の対応）



（注）

- ☞ 発災直後は、まず一次避難所に誘導してください。二次避難所・福祉避難所については、被害状況等を鑑み、受け入れ体制が整ってから順次開設します。
- ☞ 施設の受け入れ体制が整い、二次避難所・福祉避難所が開設された後は、自宅から直接誘導することができます
- ☞ 一次避難所のうち市立中学校（9校）については、拠点救護所としても指定しています。ただし、各校で救護所としての受け入れ体制が整ってからの開設となります。

想定パターン3（安否確認時の対応）

支援団体内（安否確認が取れていない方）／名簿登載者宅を訪問し、安否確認する。

家屋や家具の下敷きになり、
脱出できない要支援者を発見

周囲の人と協力し、119 通報と救出
作業等（要支援者への声かけ、がれ
きの撤去など）を可能な範囲で行う。

無事だった場合

重傷を負っている場合

想定パターン1へ

想定パターン2へ

安否確認、
担当分終了

安否確認、
担当分終了

一時集合場所に再度集まり、各支援者の安否確認結果を集約する。

集約した安否確認結果を安否確認連絡所に報告する。

次の安否確認宅へ

次の安否確認宅へ



3 災害発生時の対応

① 安全確保と状況把握（地震発生直後）

■ 地震時の安全確保

揺れているときは、まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見ましょう。揺れがおさまったら、ストーブやガス調理器など、火気の始末をするとともに、玄関等のドアを開け、避難経路を確保しましょう。

※ 詳細については、「地震その時 10 のポイント」(資料5)を参照してください。



■ 自宅及び周辺の被害状況確認

支援団体・支援者は、自宅及び周辺の被害状況を確認した上で、可能な範囲で要支援者の安否確認や避難誘導支援をお願いします。

〔※ 決して無理をしないことが大切です。〕

《安否確認時の服装と持ち物》

- | | |
|--------------------------|---------|
| ➤ ヘルメット | ➤ 軍手 |
| ➤ 靴 | ➤ 懐中電灯 |
| ➤ 応急手当用品 | ➤ タオル |
| ➤ 筆記用具（マジック等） | ➤ ガムテープ |
| ➤ メモ用紙（安否確認後に玄関等に貼る用紙）など | |



■ 「立川市の震度」確認

テレビ・ラジオ、立川見守りメール、防災行政無線、立川市ホームページ等から、「立川市の震度」を確認してください。

※ 停電によりテレビやパソコンが使用できなくなることや、通信規制等により携帯電話等のメールもつながりにくくなることが想定されます。防災行政無線に注意を傾ける、事前に電池式ラジオを準備するなど、より確実に情報収集できる手段を考えておきましょう。

《情報収集媒体》

- テレビ・ラジオ
地震規模、被害状況の全体像について情報が得られます。
- 立川見守りメール
立川市役所からの地震・避難等の情報をメールで一斉に伝えます。
- 防災行政無線
立川市役所からの地震・避難等の情報をスピーカーで一斉に伝えます。
- 立川市のホームページ
立川市内の地震規模、被害状況、対応状況等の情報が得られます。
- ローカルラジオ『エフエムたちかわ 84.4MHz』
立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。
- ケーブルテレビ『ジェイコム多摩』
立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。



■ 一時集合場所等へ参集

「立川市の震度が4以上」であることを確認したら、事前に支援団体ごとに定めた一時集合場所等へ参集しましょう。

※ 支援団体によっては、一時集合場所等へ参集しないなど、対応が異なる場合があります。

② 安否確認・避難誘導の実施（発災～概ね3時間）

■ 支援団体構成員の安否確認

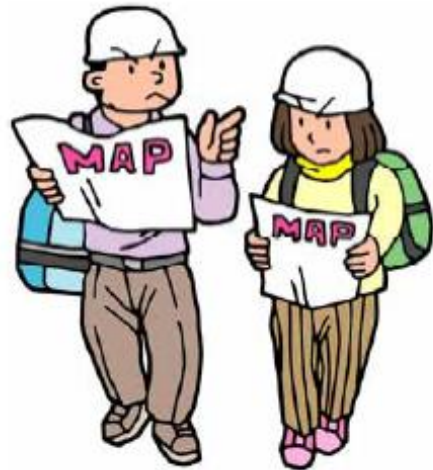
一時集合場所等への参集状況等から支援団体構成員の安否確認を行うとともに、周辺の被害状況について情報共有しましょう。

※ 一時集合場所等に参集したものの、周辺で火災が発生し、以後の安否確認を行うことは困難と判断した場合には、すぐに避難場所、オープンスペース等の安全な場所に避難してください。

■ 支援団体構成員のうち安否未確認の方／要支援者（名簿登載者）の安否確認

一時集合場所に参集した支援団体構成員は、同構成員のうち安否確認が取れていない方と要支援者（名簿登載者）の安否確認を行います。安否確認が終了したら、そのお宅の玄関ドアに「確認済み」がわかるようなメモを残してください。

また、安否確認の際に、本人又はその家族等へ、被害状況等の情報を提供するように努めてください。



※ 避難誘導支援者は、地域の安否確認に優先して、個別避難計画対象者の安否確認や必要に応じた避難誘導支援をお願いします。

※ 災害発生時における情報の不足や情報提供の遅れは被災者の不安感を高めるため、自宅から動けず情報を得にくい要支援者に情報を提供してください。

③ 安否確認結果の集約と報告

支援団体は、地震発生から概ね 3 時間ごとに 1 度、一時集合場所等において安否確認結果を集約し、最寄りの小中学校で要支援者対応職員（立川市福祉部職員）に報告してください。また、結果集約のときに、支援団体内でも互いに安否確認状況、被害状況、その他情報の共有を図ってください。

※ 立川市に震度 4 以上の地震が発生したときには、市内 30 の市立小中学校に、市役所から職員（福祉部）を派遣します。派遣職員は、概ね 3 時間ごとに 1 度、支援団体から受けた報告を取りまとめ市災害対策本部に報告します。市災害対策本部は、派遣職員の報告などから市内全域の被災状況・安否確認状況を把握し、今後の対応策を検討します。

4 注意事項

① 「要支援者」への伝達方法

☞ 「要支援者」の中には、耳や目の不自由な方など、会話を苦手としている人がいます。そのため、災害の発生を理解できないこともあるため、紙に大きく書いたり、耳元でゆっくりと話したり、わかりやすい言葉で伝える等、伝達方法の工夫を心がけてください。

なお、要支援者の特徴と災害時に必要とされる支援内容については、資料 4 を参照してください。



② 「要支援者」の避難誘導

☞ 万が一、家屋の倒壊の恐れやすべてのライフラインの停止等の理由によって、やむを得ず避難所へ行かなければならない状

況や、「要支援者」のけが等で、医療機関への受診・搬送が必要な状況に遭遇した場合には、その状況に応じた対応をお願いします。

☞ 要支援者本人やその家族等の支援によっても避難が困難な場合は、避難支援のご協力をお願いします。支援団体・支援者一人での判断ができない場合や他の人の協力が必要な場合は、無理をせず周りの支援団体・支援者や近隣の方へ応援を求めるようにしてください。

☞ 自力で避難できる要支援者の避難誘導をする際は、自分が属する支援団体名と自分の氏名を知らせるとともに災害の状況、避難先等を説明し、地域で定められている避難場所・避難所へ誘導してください。

③ 状況に応じた対応

☞ 原則、避難誘導支援については、事前をお願いをしている個別避難計画に沿った形になりますが、道路閉塞や避難所建物倒壊などにより、避難経路や避難先を変更せざるを得ない場合も出てくること予測されます。その場合、安全確認を行った上で、臨機応変に対応するようにしてください。



☞ 万が一、安否確認や避難誘導支援の際に、重症なけが人やその他、緊急対応が必要な要支援者を見かけた場合には、まわりの人に応援要請を行うなど、必要な対応をお願いします。

第3章 要支援者編

第1節 要支援者の取組み

1 平常時の取組み

災害に備え、「支援団体・支援者との関係づくり」と「日頃の備え」を行います。

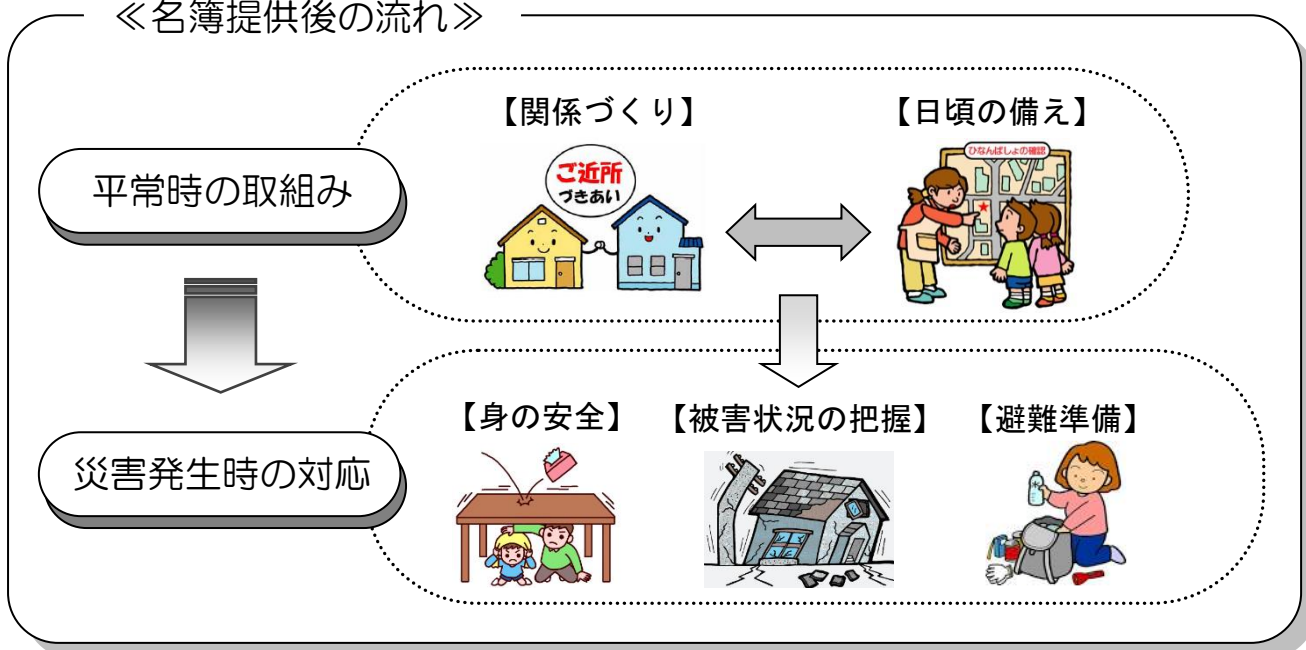
- ① 【関係づくり】支援団体・支援者との積極的なコミュニケーション
- ② 【関係づくり】防災訓練への参加
- ③ 【日頃の備え】ケガをしない環境づくり
- ④ 【日頃の備え】避難に備えた非常持出品の準備

2 災害発生時の対応

災害発生時には、可能な範囲で、次の3つの活動を行います。

- ① グラッときたら、身の安全を図る。
- ② 揺れがおさまったら、火気の始末、出口の確保等をはじめ、自宅の被害状況や周りの様子の把握に努める。
- ③ 避難が必要な場合には、非常持出品等を準備し、支援団体・支援者又は避難誘導支援者を待つ。緊急の場合は、できる限り自分で避難し、支援が必要な場合には周囲の人に助けを求める。

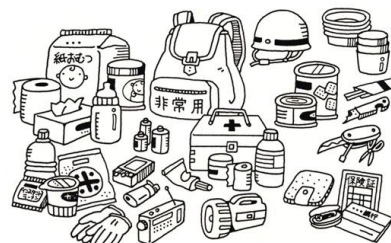
《名簿提供後の流れ》



第2節 平常時の取組み

災害の状況によっては、地域の支援団体・支援者も被災し、安否確認に来られない場合もあります。災害に備えて、平常時から自分でできることは自分で行うことが大切です。

① 積極的なコミュニケーション 要支援者が、多くの災害で被害にあった理由として、迅速な避難行動が困難ということもありますが、地域の人に自分自身の存在を知ってもらっていなかったということもあります。 存在を知らない場合、助けることも難しくなります。地域の人に積極的にあいさつする、話かけるなどして、自分自身の存在を知ってもらいましょう。 	② 防災訓練への参加 よく知らない相手や仲が良くない相手のために自分の力を貸そうとする人は少ないでしょう。 あいさつするだけの間から、知りあい、そして友人にまでなれば、きっと災害時には手を貸してくれるはずです。 自治会や市民防災組織で行われる防災訓練などに勇気をもって参加し、地域住民に、災害時に支援が必要な状況を理解してもらい、地域の輪を作るよう努めましょう。 
③ ケガをしない環境づくり グラっときたその瞬間を生き延びること、けがをしないことが、その後の自宅での生活や避難行動を可能にし、多くの人の命や地域の財産を守ることにつながります。特に、寝ているときは最も無防備な状態なので、寝室には安全な空間を確保しましょう。 	④ 避難に備えた非常持出品の準備 一般的な防災グッズの他に、要支援者の特性※に応じた非常持出品を用意しておきましょう。 ※ 特性：「高齢者のいる家族や手足の不自由な人」、「目の不自由な人」、「耳の不自由な人」、「内部障害、知的障害、精神障害などのある人」など 

[illegible]

第3節 災害発生時の対応

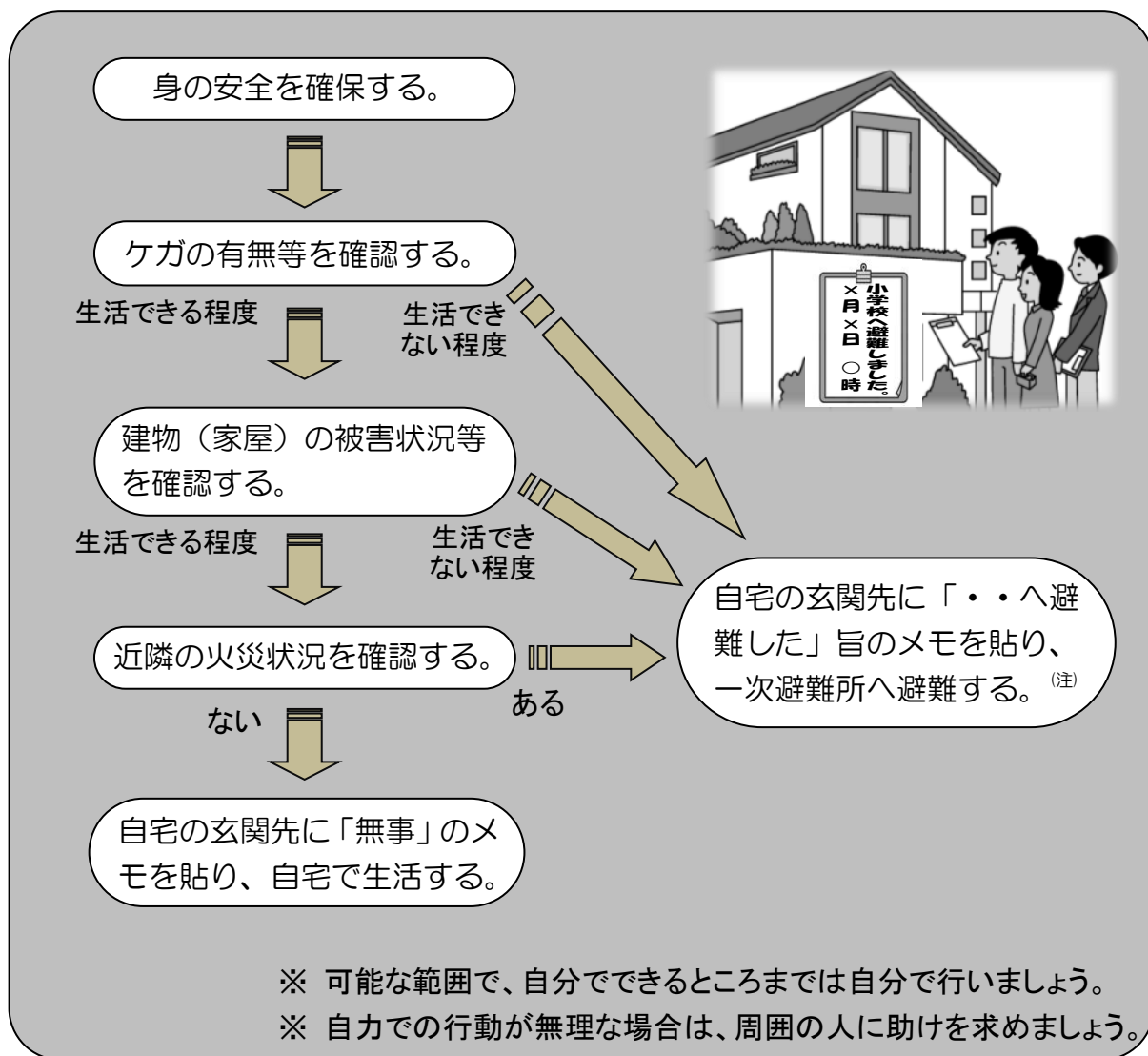
災害時であっても、自分でできることはなるべく自分で行い、地域の被害軽減に協力しましょう。

地域の支援団体・支援者は、区域を分担して要支援者の安否確認を順次行っています。場合によっては、安否確認の際に、負傷した方や家屋・家具等の下敷きになった方を発見し、その対応に追われ、次の安否確認に行くまでに時間がかかってしまうことがあります。また、災害の状況によっては、支援者自身も被災し、安否確認に行けない場合もあります。



1 地震発生直後の対応フロー例

地震発生



(注)

- ☞ 発災直後は、まず一次避難所に避難してください。二次避難所・福祉避難所については、被害状況等を鑑み、受け入れ体制が整ってから順次開設します。
- ☞ 施設の受け入れ体制が整い、二次避難所・福祉避難所が開設された後は、自宅から直接避難することができます

2 災害発生時の対応

① 安全確保と状況把握（地震発生直後）

■ 地震時の安全確保

揺れているときは、むやみに行動しようとせず、まずは身の安全の確保に努めましょう。

揺れがおさまったら、火の始末、出口の確保等を行いましょう。

※ 詳細については、「地震その時 10 のポイント」(資料5)を参照してください。

■ 自宅の被害確認

家屋及び室内の被害状況を確認し、今後の生活が困難と判断した場合には、自宅の玄関先に「・・・へ避難した」旨のメモを貼り、一次避難所に避難します。ご自身で確認や判断ができない場合には、支援団体・支援者や近隣住民にたずねましょう。また、自ら避難することが困難な場合には、無理にその場から動こうとせず、周囲の人に助けを求めましょう。



■ 震度の確認

テレビ・ラジオ、立川見守りメール、防災行政無線、立川市ホームページ等から、「立川市の震度」を確認してください。

「立川市の震度が 4 以上」の場合、安否確認のため支援団体・支援者が要支援者宅を順番に訪問します。

※ 停電により TV やパソコンが使用できなくなることや、通信規制等により携帯電話等のメールもつながりにくくなることが想定されます。防災行政無線に注意を傾ける、事前に電池式ラジオを準備するなど、より確実に情報収集できる手段を考えておきましょう。

《情報収集媒体》

- テレビ・ラジオ
地震規模、被害状況の全体像について情報が得られます。
- 立川見守りメール
市役所からの地震・避難等の情報をメールで一斉に伝えます。
- 防災行政無線
市役所からの地震・避難等の情報をスピーカーで一斉に伝えます。
- 立川市のホームページ
市内の地震規模、被害状況、対応状況等の情報が得られます。
- ローカルラジオ『エフエムたちかわ 84.4MHz』
立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。
- ケーブルテレビ『ジェイコム多摩』
立川市及び近隣市町の被害状況・交通情報等について情報が得られます。



② 避難準備

自宅の被害状況等から、避難所へ避難すると判断した場合、支援者が来たらすぐに避難できるよう、非常持出品等の確認・準備をしておきましょう。

※ 自宅が倒壊の恐れがない場合には、できるだけ自宅で生活を継続してください。



3 注意事項

① 支援団体・支援者が安否確認に来たときの留意事項

☞ 支援団体・支援者の皆さんは、地域で安否確認が必要な方のところを回っています。支援団体・支援者が来た時は自分と、自宅の状況、支援してほしい内容をできるだけ簡単に伝え、支援団体・支援者が迅速に次の方のところに行けるようにご協力ください。

☞ 皆さんの安否確認をしたときに、支援団体・支援者の方は玄関などのわかりやすい位置にガムテープなどで「済 月/日 〇時」と書いたメモを残していきます。これは、皆さんの安否確認が済んだことを周囲に知らせるためのものです。余震時の安否確認も同様に行うため、同じものが数枚貼られることがあります。それらも含めて2～3日ははがさずにそのままにしておいてください。その後は、ご自分でメモをはがしてください。



② 支援団体・支援者が来られないときの対処

■ 自ら避難行動をとることができる方の場合

☞ 自宅の倒壊、家具の転倒、ガラスの飛散等により自宅での

生活が困難となった場合、避難が必要となります。避難の際には、あらかじめ準備したご自身の心身の状態と必要な助けを書いたカード等を首から下げるとよいでしょう。また、杖や補聴器、内服薬等、必要な物を身につけましょう。

- ☞ 二次被害を防ぐため、単独での避難は避け、できる限り2人以上で行動しましょう。また、落下物やガラス片などでけがをしないよう、十分注意しましょう。

■ 自ら避難行動をとることが困難な方

- ☞ もし、避難誘導支援者等が安否確認に来られない場合には、笛やブザーを鳴らす、窓際から屋外へ目印を提示する等により、近隣の方の助けを求めましょう。
- ☞ 支援団体・支援者の方に自分の心身の状態を説明し、理解してもらう事も安全かつ迅速に避難する上で重要です。日頃から近隣との交流、情報交換に心がけましょう。

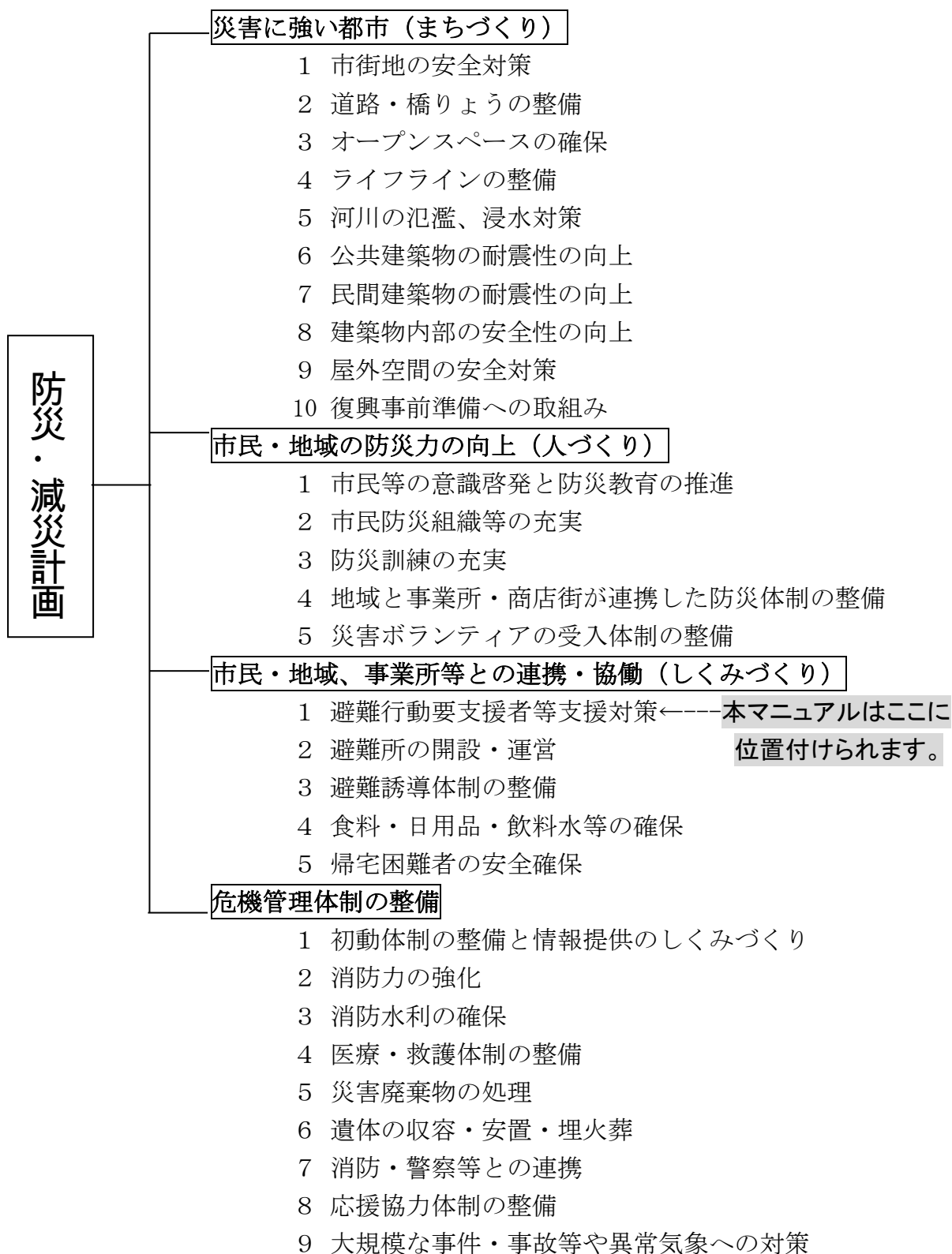
③ 支援団体・支援者への配慮

- ☞ 災害時には、支援団体・支援者の方も被災者となることもあります。支援を受けることができなかったとしても、支援団体・支援者の方を責めることはできません。支援団体・支援者は、みなさんのため、地域のために善意で支援を行ってくれていることをご理解ください。



参 考 資 料

抜粋 立川市地域防災計画 ―防災・減災計画 イメージ図



第1号様式（第6条関係）

避難行動要支援者（新規・変更・更新）登録申請書

※は必須項目

年 月 日

フリガナ *氏 名			性 別	男・女
*生年月日 年 月 日 年 月 日 歳	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 歳		*連絡可能 な電話番号	— —
*住 所 (アパート名・室番号)	町 丁目 番 号 番地 号室			— —
担当民生委員	氏名	自治会名（加入者のみ）		
*該当項目等	○をつけてください。 1 人工呼吸器利用者 2 要介護認定者（認定区分 要介護 ） 3 心身等に障害がある（ 手帳 級・度） 障害の部位（ ） 4 その他（理由 ）			
緊急時連絡先	氏 名	関係	住所・電話番号（携帯電話でも可）	
			()	
*同居家族構成の状況	1 家族構成： 単身 ・ 人家族（本人を含む。） ↓ 2 同居の状況： 本人からみて（配偶者・親・子・その他） （健康のことなどで知っておいて欲しいことがあったら記入してください。）			
特記事項				

災害発生時に安否確認などの支援を受けたいので、上記のとおり避難行動要支援者名簿への登録を申請します。裏面の注意事項については、確認しました。

災害対応の目的で、上記個人情報を立川市の福祉担当部署、防災担当部署及び避難支援等関係者（立川市民生委員・児童委員協議会、自治会、市民防災組織、立川市社会福祉協議会、立川消防署、立川警察署、立川市消防団等）に提供することを同意します。

立川市長 殿

本人署名欄

本人が署名できない場合は、代筆者が代筆者氏名及び本人との関係を記入してください。

代筆者氏名 (本人との関係)

〔※ 住所、電話番号など上記登録内容に変更があった場合又は登録の必要がなくなった場合は、市役所（523-2111）へ必ずご連絡ください。〕

【 注 意 事 項 】

- 1 登録申請書の記載事項に変更が生じた場合には、その都度、「避難行動要支援者（新規・変更・更新）登録申請書」を提出してください。

【提出先】

- ・ 市役所（福祉総務課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課、地域福祉課）
- ・ 地域包括支援センター（6カ所）
- ・ 福祉相談センター（3カ所）

- 2 申請する住所又は氏名が、住民基本台帳に記録されているものと異なる場合は、その旨申し出てください。また、今後変更が生じた場合も同様とします。
- 3 別表に掲げる施設等に入所している方は、登録申請ができません。また、今後、これらの施設に入所した場合は、名簿から取り消されます。
- 4 『立川市避難行動要支援者避難支援マニュアル』を参照し、日ごろの備えをしっかりとさせていただくとともに、災害発生時の対応についてよく確認してください。
- 5 災害時に、より早く確実に安否確認・避難を行うには、普段から地域の支援者とのコミュニケーションを取っておくことが大切です。そのため、平常時であっても、名簿を提供した地域の支援者が申請者のお宅に電話をしたり、訪問したりする場合があります。（ただし、災害対応以外の目的で、連絡することはありません。）
- 6 平常時より、防災訓練に参加し、地域において積極的なコミュニケーションに努めてください。

「避難行動要支援者名簿」登録・変更・取消申請窓口

○ 立川市役所（福祉保健部 4 課）

（窓口受付時間 月～金曜日 8 時 30 分～17 時）

No.	受 付 場 所	所 在	T E L
1	市役所本庁舎 1 階 ・ 福祉総務課 ・ 高齢福祉課 ・ 障害福祉課 ・ 介護保険課 ・ 地域福祉課	泉町 1 1 5 6 - 9	042(523)2111

○ 地域包括支援センター（6 か所）

（窓口受付時間 月～金曜日 9 時～19 時／土曜日 9 時～17 時）

No.	名 称	担 当 圏 域	所 在	T E L
1	立川市南部西ふじみ 地域包括支援センター	富士見町、 柴崎町	富士見町 2 丁目 3 6 番 4 7 号 立川市社会福祉協議会内	042 (540)0311
2	立川市南部東はごろも 地域包括支援センター	錦町、 羽衣町	羽衣町 1 丁目 1 2 番 1 8 号 羽衣地域福祉サービスセンター内	042 (523)5612
3	立川市中部たかまつ 地域包括支援センター	曙町、高松町、 緑町	高松町 2 丁目 2 7 番 2 7 号 T B K 高松第 1 ビル	042 (540)2031
4	立川市北部東わかば 地域包括支援センター	栄町 若葉町	若葉町 3 丁目 4 5 番地の 2 介護老人保健施設わかば内	042 (538)1221
5	立川市北部中さいわい 地域包括支援センター	幸町、柏町、 砂川町、泉町	幸町 4 丁目 1 4 番地の 1 至誠キートスホーム内	042 (538)2339
6	立川市北部西かみすな 地域包括支援センター	上砂町、一番町、 西砂町	上砂町 5 丁目 7 6 番地の 4 砂川園内	042 (536)9910

○ 各福祉相談センター（3 か所）

（窓口受付時間 月～金曜日 9 時～19 時／土曜日 9 時～17 時）

No.	名 称	担 当 圏 域	所 在	T E L
1	にしき 福祉相談センター	災害時は 錦町を担当	錦町 6 丁目 2 8 番 1 5 号 至誠ホーム内	042 (527)0321
2	かみすな 福祉相談センター	災害時は 上砂町を担当	上砂町 1 丁目 1 3 番地の 1 上砂地域福祉サービスセンター内	042 (537)7799
3	にしすな 福祉相談センター	災害時は 西砂町を担当	西砂町 5 丁目 5 番地の 5 西砂ホーム内	042 (531)5550

要支援者の特徴と災害時に必要とされる支援（例）

区 分		特徴	災害時に必要とされる支援
高齢者	一人暮らし高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の認識が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要となる。
	(寝たきり)要介護高齢者	○食事、排泄、着替え、入浴などの日常生活をするうえで他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	○災害時には、安否確認、生活状況の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶力の低下がみられ、緊急事態等の認識が乏しいことから、とっさに自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難なことがある。重篤な場合には幻覚が現れたり、徘徊するなどの症状がみられる。	○災害時には、安否確認、状況把握、避難誘導等の援助が必要となる。その際には自尊心に配慮した支援が必要である。
身体障害者	視 覚障害者	○視覚による状況把握が困難または不可能なために、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	○災害時には、音声による情報伝達や状況説明が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
	聴 覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要となる。
	言 語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によって状況を把握することが必要となる。
	肢 体不自由者	○頸椎、胸椎、腹部及び腰部の機能障害や足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅子等の補助器具が必要となる。
	内 部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見えることが多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向がある。 ○透析治療のために集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障害者		○緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障害者		○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。

上表は、日本赤十字社ホームページ 災害救護活動・各種報告書 災害時要援護者対策ガイドラインを参考にしています。

地震 その時10のポイント

地震時の行動

地震だ！ まず身の安全

- ・揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動する。
- ・丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。



【高層階（概ね10階以上）での注意点】

- ・高層階では、揺れが数分続くことがある。
- ・大きくゆっくりとした揺れにより、家具類が転倒・落下する危険に加え、大きく移動する危険がある。



地震直後の行動

落ちついて 火の元確認 初期消火

- ・火を使っている時は、揺れがおさまってから、あわてずに火の始末をする。
- ・出火した時は、落ちついて消火する。



火災や津波 確かな避難

- ・地域に大規模な火災の危険がせまら、身の危険を感じたら、一時集会所や避難場所へ避難する。
- ・沿岸部では、大きな揺れを感じたり、津波警報が出されたら、高台などの安全な場所に早く避難する。



正しい情報 確かな行動

ラジオやテレビ、消防署、行政などから正しい情報を得る。



あわてた行動 けがのもと

- ・室内で転倒・落下した家具類やガラスの破片などに注意する。
- ・風、窓ガラス、看板などが落ちてくるので外に飛び出さない。



窓や戸を開け 出口を確保

揺れがおさまった時に、避難ができるよう出口を確保する。



門や堀には 近寄らない

屋外で揺れを感じたら、ブロック塀などには近寄らない。



確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

わが家の安全を確認後、近隣の安否を確認する。



協力し合って 救出・救護

倒壊家屋や転倒家具などの下敷きになった人を近隣で協力し、救出・救護する。



避難の前に 安全確認電気・ガス

避難が必要な時には、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難する。



地震後の行動

一次避難所（震度5強以上）、安否確認連絡所（震度4以上） 詳細一覧

一次避難所は、震度5強以上の地震が発生した場合、市立小中学校(30校)に開設されます。指定避難所のうち最初に開設する避難所であり、避難行動要支援者の方も最初はここに避難します。その後、必要な方は福祉避難所等へ移動します。

安否確認連絡所は、震度4以上の地震が発生した場合、市立小中学校(30校)に開設されます。(つまり、市立小中学校(30校)は、震度5強以上の場合、学校としての機能の他、一次避難所と安否確認連絡所の機能も併せ持つことになります。)

番号	名称	所在地	電話	FAX	避難対象地域※2
1	第四小学校	富士見町 4-4-1	042-523-5228 042-523-5229	042-529-0852	富士見、曙
2	旧多摩川小学校	富士見町 6-46-1	042-595-6347	042-595-6348	富士見
3	新生小学校	富士見町 6-69-1	042-524-3148	042-522-0993	富士見
4	第八中学校	富士見町 7-24-1	042-526-2007 ～042-526-2009	042-529-1180	富士見
5	第一小学校	柴崎町 2-20-3	042-523-4428 042-523-4429	042-529-0840	柴崎
6	第一中学校	柴崎町 1-3-4	042-523-4328 042-523-4329	042-529-1005	柴崎
7	第三小学校	錦町 3-4-1	042-523-4448 042-523-4449	042-529-0850	錦
8	第七小学校	錦町 5-6-43	042-523-5348 042-523-5349	042-529-0860	錦
9	第六小学校	羽衣町 2-29-22	042-523-5248 042-523-5249	042-529-0859	羽衣
10	第三中学校	羽衣町 3-25-6	042-523-4348 042-523-4349	042-529-1015	羽衣
11	第二小学校	曙町 3-23-1	042-523-4438 042-523-4439	042-529-0843	曙、高松
12	第二中学校	曙町 3-29-46	042-523-4338 042-523-4339	042-529-1008	曙、高松、 栄
13	第五小学校	高松町 1-12-25	042-523-5238 042-523-5239	042-529-0854	高松、緑、 栄
14	南砂小学校	栄町 2-2-1	042-525-1474	042-529-0940	栄

番号	名称	所在地	電話	FAX	避難対象地域※2
15	若葉台小学校	若葉町 1-13-1	042-536-3971 042-536-3972	042-534-6943	若葉
16	第九中学校	若葉町 3-19-5	042-535-1415	042-534-6958	若葉
17	旧若葉小学校	若葉町 4-24-1	なし	なし	若葉
18	第八小学校	幸町 2-1-1	042-536-0031 042-536-0032	042-534-6492	幸、栄
19	幸小学校	幸町 5-68-1	042-536-3961 042-536-3962	042-534-6944	幸
20	第四中学校	幸町 5-49-1	042-536-2411 042-536-2412	042-534-6949	幸
21	第十小学校	柏町 1-31-1	042-536-2711 042-536-2712	042-534-6934	柏、泉、 緑、砂川
22	柏小学校	柏町 4-8-4	042-537-1962 042-537-1963	042-534-6946	柏、砂川
23	第六中学校	泉町 786-16	042-537-3195 042-537-3196	042-534-6954	泉、緑、 栄、幸、柏
24	大山小学校	上砂町 1-5-33	042-535-2850 042-535-2851	042-534-6945	上砂、砂川
25	第九小学校	上砂町 2-18-1	042-536-2231 042-536-2232	042-534-6929	上砂、砂川
26	第五中学校	上砂町 3-27-1	042-536-2511 042-536-2512	042-534-6953	上砂、一番
27	上砂川小学校	上砂町 5-12-2	042-537-1801	042-534-6948	上砂、砂川
28	松中小学校	一番町 5-8-5	042-531-3821 042-531-3822	042-531-6085	一番、西砂
29	西砂小学校	西砂町 2-34-2	042-531-2621	042-531-5269	西砂
30	第七中学校	西砂町 6-28-3	042-531-0511 ～042-531-0513	042-531-6103	西砂、一番

※ 避難対象地域は目安であり、避難先を限定するものではありません。

「一次避難所、二次避難所、福祉避難所」町別一覧

二次避難所と福祉避難所は、必要に応じて順次開設するものです。最初に避難するのは、一次避難所です。

町	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
富士見	第四小学校	総合福祉センター 富士見町 2-36-47	富士見福祉作業所 富士見町 1-2-24
	旧多摩川小学校	滝ノ上会館 富士見町 4-16-10	
	新生小学校	多摩川学童保育所(多摩川図書館) 富士見町 6-51-1	西立川保育園 富士見町 1-18-16
	第八中学校	富士見児童館・南富士見学童保育所 富士見町 7-7-12	
柴崎	第一中学校	柴崎学習館 柴崎町 2-15-8	柴崎保育園 柴崎町 1-16-23
		柴崎会館 柴崎町 1-16-3	
	第一小学校	柴崎福祉会館 柴崎町 5-11-26	ドリーム学園 柴崎町 5-11-26
錦	第三小学校	たましんRISURUホール(市民会館) 錦町 3-3-20	
		錦児童館・錦学童保育所 錦町 3-12-1	
	第七小学校	錦学習館 錦町 3-12-25	
羽衣	第六小学校	羽衣中央会館 羽衣町 2-26-7	羽衣保育園 羽衣町 2-51-7
	第三中学校	羽衣児童館・羽衣学童保育所 羽衣町 2-44-16	
曙	第二小学校	曙学童保育所 曙町 3-24-28	
	第二中学校	曙福祉会館 曙町 3-44-17	
高松	第五小学校	高松会館 高松町 2-25-26	高松保育園 高松町 1-18-7
		高松第2学童保育所 高松町 3-6-9	
		高松学習館(健康会館) 高松町 3-22-5	
栄	南砂小学校	さかえ会館 栄町 4-6-2	栄保育園 栄町 3-33-3
			江の島保育園 栄町 5-20-3
			中砂保育園 栄町 5-38-1
			栄福祉作業所 栄町 5-38-4

町	一次避難所	二次避難所	福祉避難所
若葉	若葉台小学校	若葉会館(若葉図書館) 若葉町 3-34-1	
	第九中学校	若葉台学童保育所 若葉町 1-13-1	
	旧若葉小学校	若葉児童館・若葉学童保育所 若葉町 4-25-114	
幸	第八小学校	中砂第2学童保育所 幸町 2-1-2	
	幸小学校	幸学習館 幸町 2-1-3	
		幸児童館 幸町 2-19-1	
		幸学童保育所 幸町 4-52-3	
第四中学校	幸福社会館 幸町 5-57-14	こぶし会館 幸町 5-83-1	
柏	第十小学校	柏学童保育所 柏町 1-31-5	柏保育園 柏町 3-52-9
	柏小学校		
泉	第六中学校		
砂川		砂川学習館 砂川町 1-52-7 こんぴら橋会館 砂川町 3-26-1	見影橋保育園 砂川町 3-23-2
上砂	大山小学校	大山学童保育所 上砂町 1-6-3	上砂保育園 上砂町 1-13-1
	第九小学校		
	第五中学校	上砂会館 上砂児童館・上砂第3学童保育所 上砂町 1-13-1	
	上砂川小学校		
一番	松中小学校	天王橋会館 一番町 3-6-1 西砂児童館・松中学童保育所 一番町 6-8-37 一番福祉会館 一番町 6-17-87	一番福祉作業所 一番町 3-6-1
西砂	西砂小学校	西砂学童保育所 西砂町 2-34-2	西砂保育園 西砂町 2-63-2
	第七中学校	西砂会館 西砂町 5-11-13	
		西砂学習館(改築中) 西砂町 6-12-10	
合計	30ヶ所	38ヶ所	15ヶ所

平常時から提供する避難行動要支援者登録名簿等の取り扱い

① 避難行動要支援者名簿の提供先

- 立川消防署
- 立川警察署
- 立川市消防団
- 立川市社会福祉協議会
- 地域包括支援センター
- 福祉相談センター
- 民生委員・児童委員
- 自治会、市民防災組織等

② 提供範囲

- 立川消防署、立川警察署、消防団、立川市社会福祉協議会
市内全域の名簿等（消防団は平常時、防災課で保管します。）

- 地域包括支援センター、福祉相談センター

担当地域内の名簿等

- 自治会・市民防災組織

対象地域内の名簿等

- 民生委員・児童委員

各委員の担当区域内の名簿等

- 避難誘導支援者

担当する避難行動要支援者の名簿等及び個別避難計画

③ 提供部数

各団体及び機関へ紙ベースで1部ずつ配布します。複製及びパソコン等への取り込みは不可とします。

④ 名簿の管理

代表者又は管理責任者が責任を持って施錠可能な場所に保管することとします。また、第三者への漏えいを防止するため、名簿等を

不特定多数の人が触れることのできるような場所へ保管しないこととします。

名簿の使用については、避難行動要支援者の支援活動の目的のみに使用するものとします。

⑤ 名簿の更新

名簿の更新は年1回とし、提供済の名簿と交換に、最新の名簿を提供します。

⑥ その他

名簿等の紛失、盗難等の事故が発生した場合は、速やかに市に報告することとします。

⑦ 活用の範囲

災害対応の目的で発災時の安否確認・避難誘導・情報提供等のために利用することとします。

また、平常時は積極的にコミュニケーションをとっていただきます。具体的には災害に備えるため、避難訓練などの地域の防災に関する行事への声掛けや見守り、情報提供のために利用していただきます。その他の必要が生じた場合は市と協議することとします。